

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、房総半島のほぼ中央部に位置し面積の約70%を森林が占め、水と緑に囲まれた自然が織りなす四季折々の景観と大多喜城のもとに栄えた城下町の歴史が色濃く残る町である。

本町の産業構造は第1次産業が0.8%（4事業所）、第2次産業24.0%が（122事業所）、第3次産業が75.2%（383事業所）となっており、第2次、第3次産業が約99%とその大半を占めている。また、産業別従業員数の割合も産業構造に比例し第1次産業が1.7%（68人）、第2次産業が29.5%（1,196人）、第3次産業が68.8%（2,785人）となっている。（資料：令和3年経済センサス活動調査）

人口は、ピークであった昭和22年に20,431人であったが、その後、都市部への若年層の流出と出生率の低迷により減少傾向が続いており、令和6年4月1日時点において8,064人で高齢化率は44.5%と高く、県の平均27.6%を大きく上回っており、今後も少子化高齢化と人口の減少が続くものと推計されている。

このような状況のなか商店街では、郊外への大型店舗等の進出により利用者が減少するとともに後継者不足の問題もあり閉店する店舗が増え、商店街の空洞化が起こり始めるなど、本町の各種産業を支える中小企業においても、少子高齢化と人口減少の影響は大きいことから、先端設備等の導入により、中小企業の生産性の向上及び労働環境の改善を行うことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町の各種産業の生産性の向上を図り地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備等に関しては、労働者の作業効率向上と省力化など生産性の向上を図る観点、及び観光資源である景観や自然環境の保全の観点から、町内の自己の所有に属する建物に設置するもの（屋上に設置するなど）に限るものとし、それ以外の設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としないこととする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現させる観点から、本計画の対象区域は、大多喜町内の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種・事業は、すべての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮する観点から、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・町税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。